

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
上越市議会基本条例	上越市議会基本条例		○通年会期制採用市で、議会基本条例を持つ市は6／14市
（議長の責務） 第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、<u>別に条例で定めるところにより</u> _____、速やかに<u>会議を開かなければならない</u> _____。 （削除） （削除）	（議長の責務） 第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。</u> 3 <u>前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</u> 4 <u>法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。</u>	【地方自治法】 第101条 略 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。 4 略 5 第2項の規定による請求のあった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。 6 第3項の規定による請求のあった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあった日から、都道府県及び市にあっては10日以内、町村にあっては6日以内に臨時会を招集しなければならない。 7・8 略	【議長の責務】 ○地方自治法第101条は市長が臨時会の招集をしない場合の議会の側からの招集の求めについて規定しているが、議会基本条例では当該規定に上乘せを行い、臨時会の開催の求めを議長の義務としている。 ○<u>通年会期制導入後は、臨時会がなくなるため導入に合わせた改正が必要</u> ○改正前の条例第2項は招集請求の義務化の規定（法律＝任意規定 → 条例＝義務規定）であるが、市長の招集がなくなり議長自ら会議を開催できるため、<u>必要な場合に臨時会に相当する会議の開催を議長に義務付ける規定に改正した</u>。別に条例で定める部分は、新条例（上越市議会の会期等に関する条例）第3条の規定である。 ○第3項及び第4項は、市長が招集しない場合の手続の規定であるが、招集がなくなるため削る。
（議決事件） 第13条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。</u>	（議決事件） 第13条 <u>法</u> _____第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。		【調整のための改正】 ○第4条の改正で、略称定義がなくなったため改正するもの
（専決処分） 第13条の2 法第180条第1項の規定により指定する事項（以下「専決事項」という。）は、次のとおりとする。 (1) 法令の制定改廃に伴い、引用する当該法令の題名、条項又は用語を整備するた			【専決処分】 ○専決処分事項を議会基本条例に定め、議会が主体的なコントロールをしていくとの委員会での議論に基づき、専決処分事項だけでなく、管理のための規定も置く。 ○専決処分を13条の後ろに置いた理由は、議会と行政との関係の章に置くことが適当であると考えたことと、13条と対になる性質の条だからである。 ○通年の会期採用市で、専決処分事項を条例に規定する市は壱岐市

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方																																				
めに条例の規定の改正をすること。 (2) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日において公布された地方税その他の公課の賦課徴収に係る法令の改正であって、翌会計年度の初日から施行されるものに係る条例の規定の改正及び当該改正に係る歳入歳出予算の補正に関すること。 (3) 災害（大雪を含む。）、突発的な事故又は感染症により必要となる応急復旧工事、維持補修、除雪又は支援活動であって、緊急を要するものの歳入歳出予算の補正及び当該歳入歳出予算の補正に係る条例の制定改廃に関すること。 (4) 国県の政策又は方針に基づく事業のうち、本市の裁量の余地がなく、かつ、速やかに実施しなければならない事業に係る歳入歳出予算の補正をすること。 (5) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日における地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金等の確定に伴う一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に係る歳入歳出予算の補正をすること。 (6) 法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金に関する歳入歳出予算の補正をすること。 (7) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６６条の２の規定による翌年度の歳入の繰上充用に係る歳入歳出予算の補正をすること。 (8) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。 (9) 法第９６条第１項第１２号及び第１３号の規定に基づく議会の議決事件のうち、法律上その義務に属する損害賠償で、１件の金額が１００万円以下の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。 (10) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４６年			○第１項は専決処分事項を定める <table><tr><th>専決事項</th><th>従来の取扱い</th><th>概要・趣旨</th></tr><tr><td>(1) 法改正</td><td>議案</td><td>・法改正による文言整備。軽易な事項</td></tr><tr><td>(2) 税条例</td><td>１７９条</td><td>・例年３月末法改正→４月施行の条例改正を専決</td></tr><tr><td>(3) 災害等</td><td>１７９条</td><td>・復興対策、被災者支援は議案審議に移行</td></tr><tr><td>(4) 経済対策</td><td>１７９条</td><td>・国県のみ。市の独自の取組は議案審議に移行</td></tr><tr><td>(5) 財源組替</td><td>議案・179条</td><td>・財調確保。残高減少を受けR 7 年３月に初専決</td></tr><tr><td>(6) 税の還付</td><td>１７９条</td><td>・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない</td></tr><tr><td>(7) 繰上充用</td><td>１７９条</td><td>・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない</td></tr><tr><td>(8) 選挙費</td><td>１７９条</td><td>・時間的余裕がなく、軽易な事項</td></tr><tr><td>(9) 損害賠償</td><td>１８０条</td><td>・５０万円→１００万円に増額（拡充）</td></tr><tr><td>(10) 工事費等</td><td>１８０条</td><td>・変更なし</td></tr><tr><td>(11) 規約変更</td><td>１８０条</td><td>・市町村合併時以外にも専決を可能とする拡充</td></tr></table> ○第２項はこれまで１７９条専決で行ってきた事件について、市長にあらかじめ議長に説明する機会を確保するよう求めるもの ○第３項は所管事務調査の実施ができることを確認的に明示するもの ○第４項は専決事項の見直しに当たり、議決責任と市民の利益の観点から専決事項を決める原則を確認したもの（守谷市、大津市、玉名市で見られる。）	専決事項	従来の取扱い	概要・趣旨	(1) 法改正	議案	・法改正による文言整備。軽易な事項	(2) 税条例	１７９条	・例年３月末法改正→４月施行の条例改正を専決	(3) 災害等	１７９条	・復興対策、被災者支援は議案審議に移行	(4) 経済対策	１７９条	・国県のみ。市の独自の取組は議案審議に移行	(5) 財源組替	議案・179条	・財調確保。残高減少を受けR 7 年３月に初専決	(6) 税の還付	１７９条	・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない	(7) 繰上充用	１７９条	・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない	(8) 選挙費	１７９条	・時間的余裕がなく、軽易な事項	(9) 損害賠償	１８０条	・５０万円→１００万円に増額（拡充）	(10) 工事費等	１８０条	・変更なし	(11) 規約変更	１８０条	・市町村合併時以外にも専決を可能とする拡充
専決事項	従来の取扱い	概要・趣旨																																					
(1) 法改正	議案	・法改正による文言整備。軽易な事項																																					
(2) 税条例	１７９条	・例年３月末法改正→４月施行の条例改正を専決																																					
(3) 災害等	１７９条	・復興対策、被災者支援は議案審議に移行																																					
(4) 経済対策	１７９条	・国県のみ。市の独自の取組は議案審議に移行																																					
(5) 財源組替	議案・179条	・財調確保。残高減少を受けR 7 年３月に初専決																																					
(6) 税の還付	１７９条	・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない																																					
(7) 繰上充用	１７９条	・過去に専決の例あり。ほぼ見込まれない																																					
(8) 選挙費	１７９条	・時間的余裕がなく、軽易な事項																																					
(9) 損害賠償	１８０条	・５０万円→１００万円に増額（拡充）																																					
(10) 工事費等	１８０条	・変更なし																																					
(11) 規約変更	１８０条	・市町村合併時以外にも専決を可能とする拡充																																					

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
上越市条例第69号)第2条に規定する工事又は製造の請負の契約で、法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を経て締結したものについて、契約金額の100分の10に相当する金額の範囲内で変更する契約で当該変更する金額が3,000万円以内であるものを締結すること。 (11) 法第252条の2の規定に基づき設置された協議会を組織する地方公共団体、法第252条の7の規定に基づき機関等を共同設置する地方公共団体又は法第284条の規定に基づき設置された一部事務組合を組織する地方公共団体若しくは事務の一部を共同処理する地方公共団体の数の増減及び名称の変更並びにこれらに伴う規約の変更 2 市長は、前項第1号から第8号までに掲げる専決事項について専決処分をしようとする場合において、必要があると認めるときは、<u>あらかじめ議長に当該専決処分の概要を説明するものとする。</u> 3 常任委員会は、その部門に属する事務について法第180条第2項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、<u>法第109条第2項に規定する調査を行うものとする。</u> 4 議会は、第1項各号に掲げる専決事項について、議決責任の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、<u>必要に応じて見直しを行うものとする。</u>			
	第5章 議会運営 (議会運営) 第15条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。 2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。 3 議会は、議員間における討議を通じて合		【通年会期制の規定を置く位置】 ○通年会期制（102条の2）を採用し、議会基本条例に通年会期制を規定する市と規定の位置は次のとおり。（6／14） ・議会運営の章 福島市、厚木市 ・議会の機能強化の章 秦野市 ・議案審議の章 柏崎市 ・総則・原則の章 守山市、小松島市 ○当市議会の条例の構成からは、「第2章 議会及び議員の活動原則」又は「第5章 議会運営」のいずれかに規定するのが適当と考えられる。 ○<u>案では、第15条の後に置くこととした。</u>

改 正 案	改 正 前	参 考 条 例 等	条例案・制度設計の考え方
	意形成を図るよう努めるものとする。 4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。		
（通年会期） 第 1 5 条の 2 <u>議会の会期は、法第 1 0 2 条の 2 の規定による通年の会期とする。</u> 2 通年の会期に関し必要な事項は、別に条例で定める。		【地方自治法】 第 1 0 2 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。 2 ～ 8 略	【通年会期制の根拠】 ○第 1 項は、上越市議会が、<u>通年会期制（1 0 2 条の 2）を採用することの根拠規定</u> ○第 2 項は、必要な事項を他の条例に委任することを定めたもの。秦野市、厚木市、守山市、小松島市は条例名を引用しているが、この条例では政務活動費、定数、報酬など、他の条例の題名を引用していないため題名を引用しない。 ○別の条例とは、新規に制定する上越市議会の会期等に関する条例のこと。
附 則 この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。			